

川崎市立川崎病院
シンボルツリー

くすの木

平成17年4月12日発行（第6号） 発行責任者：鈴木 康夫 編集：広報委員会
 事務局：川崎市立川崎病院庶務課 川崎市川崎区新川通12-1 電話044-233-5521
<http://www.city.kawasaki.jp/35/35kawsyo/home/home.htm>

川崎市立川崎病院の基本理念

川崎市立川崎病院は、自治体病院として、市民に最善の医療を提供し、地域の皆様の健康と福祉の向上に貢献することを目指し、その目的のために職員の和とたゆまぬ研究心をもって、次のことを実践してまいります。

- 1 「病気」ではなく「病人」を診る患者さん中心の医療
- 2 地域の基幹病院として、質の高い医療を提供
- 3 健全な経営基盤の確立

【患者さんの権利】

1. 生命の尊重と、人格を尊重した医療を受けることができます。
2. 安全で安心できる良質な医療を受けることができます。
3. 患者さんご自身の病気や治療について、わかりやすく、また、十分な説明と、その情報の提供を受けることができます。
4. 希望や意見を述べていただき、診療方法については自らの意思で選択あるいは拒否することができます。
5. ご希望により、診療のいかなる段階においても、他の医師の意見を聞くことができます。
6. 診療上の個人情報保護は保護され、その秘密は守られます。

市民の皆様のためのより良い病院づくり

～ 副院長就任のごあいさつ～

副院長 関 賢一

このたび、前副院長の退職にともない、副院長職を拝命いたしました。

世の中は常に流動的であり、病院を取り巻く環境も時々刻々と変化し続けています。この4月からは川崎市立の病院は地方公営企業法が全部適用となり、病院といえども人事面からも財政面からも一つの公営企業としての独立性が強く問われることになりました。このような時に病院三役の一人としての重責に身が引きしめる思いをしています。

また、医療事故の防止を含めた医療安全対策の推進や個人情報保護の強化、病院機能評価受審後の指摘事項の改善など、解決すべき多くの課題に直面しています。

このような状況のもとで、副院長としての私の役割は、三役として院長を補佐し、市民の皆様から求められるさまざまなご要望にお応えし、現場の状況を的確に把握して安定した経営を進め、安全な医療の提供や患者サービスの向上などのお手伝いをする事と考えております。

主役はあくまで患者さんです。一人で考えられることはごくわずかなものですが、「三人寄れば文殊の知恵」というように、職員が協力し合い、市民の皆様のためのより良い病院づくりを進めて行く所存であります。

皆様の川崎病院を心の通った病院とするために努力してまいりますので、どうぞよろしくごお願い申し上げます。



これからの医療と地域医療連携

川崎病院では、地域医療連携を推進しています。昨年10月には「地域医療連携窓口」を開設いたしました。

この「地域医療連携」とはどのようなことなのか、なぜ推進することが必要なのかを、患者さんにご理解いただき、推進につとめてまいります。

現在、わが国では「かかりつけ医」と「病院」の役割の分担を明確にするための医療改革が進められています。

これまでは病院完結型の医療でしたが、地域完結型の医療に変わりつつあります。「地域医療部って何をしているところ？」とよく尋ねられますが、当病院では、わが国のこの医療政策に沿い、「かかりつけ医」（地域の診療所・医院）を受診されている患者さんの必要に応じて当院での検査や診療を受けていただきやすくなることが、地域医療部の役割と考えています。

具体的には、かかりつけ医の「紹介状」をお持ちいただくと優先的に診察が受けられ、病状が安定された患者さんは「かかりつけ医」へ逆にご紹介する方針を立てています。

このように当病院と「かかりつけ医」が医療の連携をはかり、協力しながら一人の患者さんの医療情報を共有化して、患者さんにとって最善の医療サービスが受けられるようにすることをめざしています。

このことによって当病院の専門的で特殊な医療、あるいは救急医療を受ける機会をより多くの市民の皆様に確保できると考えています。

そのため、各医療機関の先生方とは研修会の実施、高度医療機器の共同利用を進め、連携を

強めています。

当院は急性期型の病院として、より質の高い医療を提供するため、医師、看護師等の人員配置、設備の充実をはかり、地域の患者さん方に安心と信頼の良い医療を提供していくことをめざしています。

日常的な病気や怪我などの治療につきましては、開業医、診療所の先生方に分担していただき、各医療機関と連携を密にしながら当院としての本来の役割を担っていきたいと考えております。

医療の役割を分担すれば、外来の待ち時間を短縮でき、またより重篤な患者さんに、より多くの時間や労力をかけられます。当院では各医療機関と協力しながら、市民の健康と生命を守るため、より質の高い医療の提供をめざしています。どうぞご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

疑問や御相談があれば、私ども地域医療部に遠慮なくお申し出ください。

全力で患者さんを支援してまいりますと考えています。



（地域医療部長 鈴木厚）

皆様のご意見を役立てています ご意見・ご要望は院内各所の投書箱へ

川崎病院では、患者さん中心の医療を推進するため、院内各所に投書箱を設け、皆様から率直なご意見ご要望をいただき、病院の改善に役立てています。

昨年の4月から今年の2月までの11ヶ月間で合計392件という、多くの投書をいただきました。

意見・ご要望の内容は「待ち時間が長すぎるというご意見」、「職員の対応など接遇についてのご指摘」、「設備や装置の不備のご指摘」など、さまざまな事項に及んでおります。

こうしたご意見は、病院長を通じて院内全体

で改善に向けた取り組みを行っています。

待ち時間短縮に向けた内科診察ブースの3カ所増設、救急室入り口のエアカーテンの設置、1階脳神経外科横の飲食コーナーの設置などは、皆様の投書を契機に実現させたものです。

また、職員へのお褒めの言葉もいただいております。

今後とも、よりよい病院づくりのため、当院をご利用になる皆様から、多くのご意見をいただけますよう、お願いいたします。

部門紹介

脳神経外科

当院では、4人の脳神経外科医が責任を持って診療にあたっています。

脳腫瘍、脳卒中、頭部外傷などを扱いますが、緊急の診療にも迅速に対応できる体制を整えています。

脳腫瘍、脳動脈瘤を合わせた手術件数は平成13年度以降、常に厚生労働省の基準を上回る手術数となっています。

悪性脳腫瘍（小児・成人）に対して、手術療法・化学療法・放射線治療を併用して根治をめざす集学的治療、脳動脈瘤に対する血管内治療など、最先端の医療体制も整えています。

脳神経外科部長 竹中信夫



リハビリテーション科

リハビリテーション科は、脳卒中などの神経疾患や整形外科疾患等にて当院に入院され、運動機能障害や高次脳障害にて日常生活に支障を感じておられる患者さんに機能回復訓練を行い、早期により良い状態で、回復期のリハビリテーションを行なう施設へ移ることができるよう心がけています。

リハビリテーション科医長
近藤国嗣



川崎病院の情報や診療科・専門外来などについては、当院のホームページでご案内しております。

ホームページでは、その他にも新しい情報や皆様の健康に役立つ情報をお届けしていますので、

ぜひ！アクセスしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/35/35kawsyo/home/home.htm>

平成16年度防災訓練が行われました

川崎病院では、平成17年3月16日に、病院内で働く職員約100人が参加して、防災訓練を行いました。

当院では、毎年、川崎消防署の指導の下でこのような規模の訓練を行っています。



火元の確認・初期消火

訓練は、院内病棟での火災発生を想定して行われています。病院での火災発生時に最も必要なことは、まず「火災発生場所、どのくらいの火の勢いであるかを確認しての『119番通報』」と、「初期消火」と「安全な場所への患者さんの避難誘導」を最優先に行うことです。

訓練は、これらの任務を院内の防災マニュアルどおりに速やかに行えるよう、真剣に行われました。



患者さんの避難・誘導(患者さん役は職員)

病院職員は、常日頃から消火器のある場所を知り、煙が広がらないための防火扉を閉めておくことが必要です。

川崎病院は、「防災マニュアル」を作成しており、更にスプリンクラーの設備、火災発生と共に消防署に連絡がいく自動通報設備、煙に巻かれても見やすい誘導灯の完備等、安全を追及した設備となっています。

しかし、設備だけではなく、職員が常に防災意識を持ち、このような訓練を行うことが患者さんの安全を守ることとなります。

当院では、今後も定期的な訓練を重ね、引き続き、防災に向けた意識の継続に努めてまいりますので、患者さんのご理解・ご協力をお願いいたします。

コンポスト お分けします

川崎病院では、生ゴミから堆肥(コンポスト)をつくり、院外の施設・団体の方にも無料でお分けしています。

コンポストを希望される方は、当院の庶務課管理係までご連絡ください。

(044)233-5521



4月1日に

個人情報保護法が 施行されました

平成17年4月1日より個人情報保護法が施行されました。

これは、本人の意図しない個人情報の不正な流用や、個人情報を扱う事業者がデータ管理を適切に行うよう、一定数以上の個人情報を取り扱う事業者に義務を課した法律です。

医療機関でも法に則した情報の保護と管理が求められています。川崎市では、この法の施行にあわせて個人情報保護条例の一部改正を行いました。

当院は、地域の基幹病院として市民の皆様の健康と福祉の向上に貢献するために患者さん中心の医療を実践しております。個人情報の利用・提供・開示及び訂正について、引き続き川崎市個人情報保護条例及び厚生労働省の「ガイド

川崎病院「つつじ文庫」

ご協力の御礼

当院の各病棟デイルームには入院患者さんに心休まる入院生活をしていただくため4年前から図書サービス「つつじ文庫」を設けています。蔵書は、市立図書館、市民の皆様、患者さんから9,800冊余の御寄贈をいただき入院患者さんに大変好評を得ています。

この紙面を借り、皆様の温かい御支援と御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後も「つつじ文庫」を大切に育てていただけるよう、よろしくようお願い申し上げます。 病院長



ライン」に基づき適正に取り扱ってまいります。

なお、当院の「個人情報保護方針」「個人情報の利用目的」は、正面玄関入口に掲示しておりますのでご覧下さい。

また、総合案内には「個人情報についてのお知らせ」を御自由にお持ちいただけるよう用意しておりますので、併せてご利用ください。



季節の
one point

アレルギー性鼻炎



今回の季節のワンポイントは、アレルギー性鼻炎について耳鼻科の石黒医師にお話を伺いました。

スギ花粉症の季節も、最近ようやく峠を越えつつあるようです。

ところが、スギ花粉の季節が終わったのに、くしゃみ、鼻汁、鼻閉などの症状がよくならない。

近年、このような患者さんが耳鼻咽喉科を受診されるケースが増えています。

これらの症状は、スギ以外の植物の花粉による季節性アレルギーや、ハウスダスト・ダニ・犬や猫などのペットの毛や排泄物・カビが原因となる通年性アレルギーによって、発生する事があります。

アレルギーを引き起こす植物には「ヒノキ等の樹木」「カモガヤなどのイネ科の植物」「ブタクサやヨモギなどのキク科の植物」などがあり、国内だけでも約60種類が報告されています。こういった植物は春のスギ花粉症のシーズン以外にも花粉を飛散させるため、鼻アレルギーの原因となるのです。

その一方で、通年性アレルギー性鼻炎の原因は常に身の回りに存在するものなので、症状は季節に関係なく現れます。これらは喘息やアトピー性皮膚炎の原因物質としても知られています。

このような原因物質の特定は血清とアレルギーの原因物質の反応をみる検査(RAST法)によって、ある程度は可能です。

アレルギー性鼻炎の対策は、できるだけ原因物質を除去することが基本ですので、原因をはっきりさせることで効果的な治療が期待できることとなります。たとえば、ハウスダストを除去するには、こまめに掃除をすることが必要です。ダニが発生しやすいじゅうたんや畳は避け、床はフローリングが理想的です。布団やクッションもこまめに干し、掃除機をかけておきましょう。また、ブタクサやカモガヤなどの雑草が身近に自生している場合は、しっかりと除草しましょう。

スギ花粉の季節が終わっても、その症状がおさまらない方や、年間を通して鼻アレルギーの症状がある方は、早めに診察または検査を受けてください。



編集後記

花の便りが楽しみな季節となりました。「くすの木」第6号をお届けします。春は卒業・入学・就職など、さまざまな出発のシーズンでもあります。「くすの木」編集部も新年度のスタートとなりました。今後ともご愛読をお願いいたします。(広報委員会)